

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年6月12日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 川勝 弘彦

1. 業務概要

(1) 業務名 那覇空港航空灯火・電気施設工事監督補助業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務場所 沖縄県那覇市安次嶺531-3 (那覇空港内)

(3) 業務内容

本業務は、那覇空港における航空灯火・電気施設工事に係る監督業務の補助として、出来形確認、施工立会、検測業務等に必要な施工管理、安全管理を行うものである。

1) 航空灯火・電気施設工事監督補助業務※ 1式
(夜間：7. 9ヶ月)

2) 打ち合わせ 8回

※業務内容は以下のとおり

- ① 工事受注者から提出された計画書、報告書、検測データ、図書等の確認
- ② 施工後外面から明視することができないものの観察
- ③ 工事受注者が行う材料検査の立会
- ④ 工事の進捗状況の把握
- ⑤ 工事受注者が行う品質管理試験の確認
- ⑥ 関連工事等の相互連絡調整
- ⑦ 工事受注者から提出された協議事項等の設計図書との照合
- ⑧ 工事発注者が行う工事検査等の立会
- ⑨ 工事受注者に対する支給品等の貸与・返還の確認
- ⑩ 設計変更等に関する資料の作成
- ⑪ 対外説明に関する資料の作成

(4) 履行期限 平成31年3月22日まで

(5) 本業務は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時まで大阪航空局の平成29・30年度一般(指名)競争参加有資格者のうち「建設コンサルタント」のA等級又はB等級の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成28年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札日までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①親会社と子会社の関係にある場合
②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (7) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・「対象工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量・調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合には、本業務の入札に参加できるものとする。
 - ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) 次に掲げる実績を有すること。
- 平成15年4月1日以降に元請けとして完了した下記業務の実績を有すること。（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）なお、国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。
- 国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、その他空港又は共用空港における、航空灯火施設工事の設計業務又は工事監督補助（施工管理）業務
- (9) 次に掲げる基準を満たす専任主任技術者及び現場技術者を本業務に配置できること。
- 1) 専任主任技術者
上記（8）に示す要件を満たす業務実績の経験のほか、次のいずれかの項目に該当する者。
 - ①1級電気工事施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
 - ②技術士（電気電子部門又は航空・宇宙部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
 - ③上記①又は②と同等であると発注者が認める者。
 - 2) 現場技術者
上記（8）に示す要件を満たす業務実績の経験のほか、次のいずれかの項目に該当する者。
 - ①1級電気工事施工管理技士の資格を有する者。
 - ②2級電気工事施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者。
 - ③大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年・高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。
 - ④上記②と同等であると発注者が認める者。
- (10) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (11) 大阪航空局が発注した2.（8）同種業務で、平成28年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

(12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6949-6206 FAX 06-6949-6220

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年6月12日から平成30年6月22日まで

交付場所 上記3. (1) 担当部局

3. (1) 担当部局窓口にて紙で配布することに加え、電子データによる配布も行う。
電子データによる受取りを希望するものはその旨を3. (1) 担当部局へFAXで連絡すること。その際、FAXには社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

平成30年6月22日まで

①電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

②紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)によることとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数

入札書は、電子調達システムにより平成30年7月6日午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、平成30年7月6日午前9時から開札日時までに上記3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は不可)

開札は、平成30年7月9日 午前10時、大阪航空局にて行う。

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

上記(1)の担当部局と同様。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記2.(2)に

- (9) 掲げる資格の認定を受けていなければならない。
詳細は入札説明書による。